

## ○鳥取大学の管理運営に関する規則（抜粋）

平成16年4月9日  
鳥取大学規則第57号

（略）

### 第2章 役員及び職員組織等

#### 第1節 役員等

（役員）

第3条 本学に役員として、学長、理事（5人以内。ただし、1人以上の非常勤の理事を置く場合にあっては、6人以内）及び監事2人（少なくとも1人は常勤とする。）を置く。

（学長）

第4条 学長は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第92条第3項に規定する職務を行うとともに、本学を代表し、その業務を総理する。

2 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者から選考する。

3 学長の任期は、4年とし、再任されることができる。ただし、再任は1回限りとし、その任期は2年とする。

4 学長が任期の途中で退任した場合等の後任者の任期は、当該任期の始期から3年を経過した日の属する年度の末日までの期間とする。この場合において、当該後任者の任期の満了は、前項に規定する4年の任期の満了とみなす。

5 学長が次の各号のいずれかに該当するとき、その他学長たるに適しないと認めるときは、学長選考・監察会議の議を経て解任することができる。

一 法人法第16条の欠格条項に該当したとき。

二 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

三 職務上の義務違反があるとき。

四 学長の職務の執行が適当でないため本学の業務が悪化した場合であって、引き続き職務を行わせることが適切でない認められるとき。

6 学長の選任及び解任に関し必要な事項は、別に定める。

（略）

### 第3章 会議等

#### 第1節 役員会、経営協議会、教育研究評議会、学長選考・監察会議及び監事候補者選考委員会

（略）

（学長選考・監察会議）

第17条 本学に、学長候補者の選考を行うため、学長選考・監察会議を置く。

2 学長選考・監察会議に関する規則は、別に定める。

（略）

附 則（令和4年2月22日鳥取大学規則第23号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。